

官製談合防止法等の容疑で当市職員が逮捕・起訴された事件を受け、市では、昨年11月から「不祥事再発防止対策本部会議」を立ち上げ、外部の有識者のご意見も伺いながら、再発防止に向けた取り組みを進めております。今後、一日も早い市民の皆様からの信頼を得られるよう、改めて全職員一丸となって、法令遵守と綱紀保持に努めて参ります。

つきましては、事業者のみなさまにおかれましても、更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご確認ください！

当市職員の応接について



1 当市の職員が事業者の皆様と応接するときは、オープンな場所で対応いたします。



2 事業者の皆様の仕事室への出入りを制限させていただいております。



3 万が一、職員が未公表情報の提供要請等、不当な働きかけを受けたときには、これを記録し、公表することがあります。

関係法令について

公契約関係競売等妨害罪

1 未公表情報（予定価格、入札参加業者等）の提供要請など、不当な働きかけを行ったとき

贈賄罪

2 職員に何らかの便宜を計らせるために、金品の贈与や、酒食等のもてなし、サービスの提供をしたとき

独占禁止法違反

3 入札の順番や金額を話し合う等、不当な取引制限をしたとき